

みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター

貸室規程

第1条（目的）

この規程は、みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター（以下、「センター」という。）の施設のうち、別表に定めるセンターの施設（以下「貸室」という。）を貸出利用する場合に関して必要な事項等を定めることにより、センターの適切な利用の推進を図ることを目的とする。

第2条（貸室の利用）

次の各号に該当する活動を実施する者は、東北地方環境事務所長（以下「事務所長」という。）の許可を受けることで貸室を利用することができる。ただし、政治的活動、宗教的活動及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある活動での施設の利用はできない。

- 一 みちのく潮風トレイルの管理運営に関する活動
 - 二 ハイカー、来館者等へのサービス提供に関する活動
 - 三 環境教育プログラム等に関する活動
 - 四 地域交流促進に関する活動（地域内外の交流に係るもの）
 - 五 その他、事務所長が施設の利用目的として適当と認めた活動
- 2 貸室の利用日時は、原則としてセンター開館日の閉館時間30分前までとする。

第3条（貸室の利用申請）

第2条第1項により貸室を利用する者は、「みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター施設利用申請書」（様式第1号）に所定の事項を記入の上、原則として利用日開始日の7日前までに事務所長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 事務所長は、第1項の申請書が提出された際、不適当と認めた場合は、利用を申請した者に対してセンターの施設等を利用させない旨の連絡を行うものとする。
- 3 利用を許可された者は、利用の権利を他に譲渡、または、転貸することはできない。その他下記の事項を遵守すること。
- 一 公序良俗に反しないこと。（大きな音や悪臭を発することを含む。）
 - 二 所定の場所以外で、食事を行わないこと。
 - 三 建物や展示物、備品類などを損傷しないよう、注意をはらうこと。
 - 四 危険物を持ち込まないこと。
 - 五 火気の使用は指定された場所で行うこと。
 - 六 募金活動、物品の販売等を行わないこと。

第4条（災害等の補償）

センターの施設等を利用中に生じた器物損壊、事故及び災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

第5条（利用の中止）

利用者が、この規程に違反、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、事務所長は、利用の途中であっても当該利用を中止させることができる。

第6条（権限の委任）

事務所長は、第3条第1項、第2項及び第5条に規定する権限を、センター管理受託者に委任するものとする。

第7条（その他）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務所長が別に定める。

2 事務所長は、必要と認めたときは、この規程を改正することができる。

（付 則）

1. 本規程は、平成31年4月22日から施行する。

別表（第1条関係）

センターの施設（貸室）一覧

名 称	使 用 人 数	用 途 例
講義室 (96.1m ²)	机有：最大54名（机18台（横3×縦6台）、3人掛け） 机無：最大80名（椅子のみ80脚）	研修、会議、実習（工作）
会議室 (41.4m ²)	最大24名（机4台、6人掛け）	研修、会議、実習（工作）
実習室 (68.8m ²)	最大24名（机4台、6人掛け）	研修、実習（調理・工作）